

事業継続支援事業補助金

事業承継時に発生する費用を補助することにより、事業承継を躊躇する
県内の中小企業者の皆様に支援します！

親族内承継・第三者承継とも対象です。

(商工会・商工会議所の指導による事業承継計画の提出が必要となります)

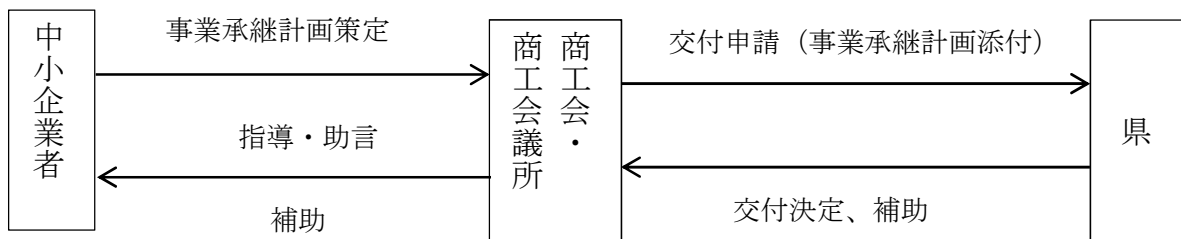
① 助成内容

対象経費（補助額上限）	親族内承継		第三者承継	
	先代経営者	後継者	先代経営者	後継者
店舗賃借料（1,000千円）	×	×	×	○
広告宣伝等事務費（1,000千円）	○	○	○	○
建物改修費（1,500千円）	○	○	○	○
設備導入費（500千円）	×	○	×	○
補助率	対象経費の1/2以内 (但し、補助額上限を限度額とする)			
1年目補助限度額（先代経営者+後継者）	3,000千円		4,000千円	
その他：1つの事業承継案件につき、補助期間は最長3年 3年目まで補助対象となるものは、店舗賃借料、広告宣伝等事務費のみ				

※尚、予算の範囲内で採択し、採択の場合でも補助金額が減額される場合もあります。

② スキーム図

商工会議所、商工会を通じて事業承継計画を策定した中小企業者へ補助



③ 募集期間

令和元年5月13日（月）～6月28日（金）

④ 提出先

申請を行う中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄している県内商工会・商工会議所（事前にご相談ください！）

◇本公募要領は、下記ホームページからダウンロードできます。（詳細は公募要領をご覧ください）

(URL) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jigyoukeizoku.html>

【問合せ先】

兵庫県産業労働部経営商業課経営支援班 TEL：078-362-3313